

平成20年10月6日

個人年金保険の取扱商品の追加について

武蔵野銀行（頭取 加藤喜久雄）では、平成20年10月14日（火）より、変額個人年金保険の『アイエヌジースマートデザイン55（引受保険会社：アイエヌジー生命保険株式会社）』の取扱いを開始しますので、お知らせします。

当行では、今後もさまざまなお客さまのニーズにお応えできるように、随時、新商品を加え、保険商品の販売に積極的に取り組んでまいります。

記

1. 追加する新商品の概要

商品名	アイエヌジースマートデザイン55
種類	（無配当）一時払変額年金保険（08）A型
保険会社	アイエヌジー生命保険株式会社
主な特長	① 年金原資と死亡給付金額に一時払保険料と同額の最低保証があります。 ② 運用実績により最低保証額が最大150%までステップアップし、一度上がったステップアップ金額は下がりにません。 ③ 契約時の初期費用はかからず、一時払保険料の全額を特別勘定で運用します。 ④ 運用実績を毎日判定し、5%刻みのステップアップの機会を逃しません。判定は運用開始直後から行います。 ※ステップアップ金額は、積立金額が基本給付金額の110%・115%・120%・125%・130%・135%・140%・145%・150%に到達するごとに自動的に切り上がります。

※手数料等については次ページをご覧ください。

2. 取扱開始日

平成20年10月14日（火）

3. 取扱店

全営業店（91か店）

報道機関からのお問い合わせ先

営業統括部 FP営業推進室 小菅・吉田

TEL048(641)6111(代)内線2319 2321



武蔵野銀行

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-8
<http://www.musashinobank.co.jp>

総合企画部 広報・IRグループ
TEL (048) 647-2718
FAX (048) 641-6120

『アイエヌジースマートデザイン55』のご留意点

1. 投資リスクについて

この保険は、年金額、給付金額、解約返戻金額などが特別勘定資産の運用実績に基づいて増減するしくみの年金保険です。特別勘定資産は、投資信託を通じて国内外の株式・債券などに投資されますので、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスクなどの投資リスクがあります。株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金などのお受取りになる金額の合計額が、一時払保険料の額を下回る可能性があります。

2. お客様にご負担していただく費用について

この保険では以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

据置（運用）期間中	保険契約 関連費用	特別勘定の資産総額に対し年率 2.98%を、日割りで毎日控除します。
	資産運用 関連費用	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対し年率 0.1743%程度（税込）を、信託報酬として日割りで毎日控除します。*1、*2
解約・一部解約・一時 払定額年金への移行を 行う場合	解約控除	契約日からの経過年数に応じて、基本給付金額(*3)に対し 7.0%~1.0%(*4)を乗じた金額を、解約・一部解約・一時払定額年金への移行時に控除します。
年金受取期間中 遺族年金受取期間中	年金管理費	支払年金額に対し 1.0%を、年金支払日に控除します。

*1: 資産運用関連費用は、主な投資対象とする投資信託の信託報酬率を基本配分比率で加重平均した概算値です。主な投資対象とする投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価額の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、資産運用関連費用も若干変動します。

*2: その他お客さまにご負担いただく手数料として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。

*3: 一部解約の場合、基本給付金額に一部解約日の翌営業日の積立金額に対する一部解約請求額の割合を乗じた額となります。

*4: 解約控除率は契約日から解約日・一部解約日・一時払定額年金への移行日までの経過年数によって異なります。詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。

3. その他ご留意点

- この保険では、年金原資について最低保証がありますが、年金原資が最低保証されるためには、お申込時にご指定いただく据置（運用）期間満了まで運用していただく必要があります。
- 契約日から7年未満に解約・一部解約・一時払定額年金への移行を行った場合、解約控除がかかります。
- ご契約の解約・一部解約を行った場合、解約返戻金には最低保証はありません。

- 個人年金保険は預金ではなく、当行による元本保証はありません。
- 個人年金保険は預金保険の対象ではありません。
- 個人年金保険は引受保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、当行は契約の媒介を行いますが、契約の相手方は引受保険会社になります。
- 商品の詳細については「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

以上